

横浜市立洋光台第一小学校PTA規約

(6年間使用)

第 1 章 名称及び事務所

- 第 1 条 この会は、横浜市立洋光台第一小学校PTAという。
第 2 条 この会は、事務所を横浜市立洋光台第一小学校に置く。

第 2 章 目的及び活動

- 第 3 条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童・青少年の幸福な成長を図ることを目的とする。
第 4 条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
1 よい保護者、よい教職員となるように努める。
2 学校と家庭と地域との緊密な連絡によって、児童・青少年の生活を指導する。
3 児童・青少年の生活環境をよくする。

第 3 章 方針

- 第 5 条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針にしたがって活動する。
1 児童・青少年の教育並びに福祉のために活動する、他の団体及び機関と協力する。
2 特定の政党、宗教に偏ることなく、又もっぱら営利を目的とするような行為は行わないし、他のいかなる団体の支配・統制・干渉も受けない。
3 この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補を推薦しない。
4 学校人事、その他管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

- 第 6 条 この会の会員になることのできる者は、次のとおりである。
1 洋光台第一小学校に在籍する児童の父及び母、またはこれに代わる者（以下 保護者）
2 洋光台第一小学校の校長及び教職員（以下 教職員）
第 7 条 この会の会員（保護者・教職員）は、会費を納めるものとする。
会費は一世帯につき月額350円とする。（令和5年度より）
第 8 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。
第 9 条 この会の会員は、磯子区PTA連絡協議会、横浜市PTA連絡協議会及び日本PTA全国協議会の会員とする。

第 5 章 経 理

- 第 10 条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金、及びその他の収入によって支弁される。
第 11 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
第 12 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
第 13 条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第 6 章 個人情報保護

- 第 14 条 この会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「横浜市立洋光台第一小学校PTA個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第 7 章 役 員

- 第 15 条 この会の役員は次のとおりである。
- | | | | |
|-----|---------------|-------|---------------|
| 会 長 | 1 名 | 副 会 長 | 3 名(内 1 名教職員) |
| 書 記 | 2 名(内 1 名教職員) | 会 計 | 1 名 |
- 役員は、他の役員・会計監査委員または、選挙管理委員を兼ねることはできない。
- 第 16 条 役員は、総会に出席した会員の無記名投票により選挙される。
- 第 17 条 役員は、総会に出席した会員の無記名投票により選挙される。
- 第 18 条 役員は、総会に出席した会員の無記名投票により選挙される。但し、重任をさまたげない。
- 第 18 条 会長は、次の職務を行う。
- 1 総会及び実行委員を招集する。
 - 2 常任委員会の決議により、委員長・副委員長を委嘱する。
 - 3 実行委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。
 - 4 会長は、指名委員会・選挙管理委員会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。
- 第 19 条 書記は、次の職務を行う。
- 1 総会及び実行委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
 - 2 記録・通信・その他の書類を保管する。
 - 3 会長の指示によって、この会の庶務を行う。
- 第 20 条 会計は、次の職務を行う。
- 1 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
 - 2 5月総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
 - 3 この会の財産を管理する。
 - 4 予算の立案について協力する。

第 8 章 会計監査委員

- 第 21 条 この会の経理を監査するため、3名（内教職員1名・新1年の保護者2名）の会計監査委員を置く。
- 第 22 条 会計監査委員は5月総会に出席した会員の信任投票により選出される。
- 第 23 条 会計監査委員は、必要に応じ臨時会計監査を行う。
- 第 24 条 会計監査委員の任期は1年とする。

第 9 章 選挙管理委員

- 第 25 条 役員及び会計監査委員の選挙に関する事務は選挙管理委員が行う。
- 第 26 条 選挙管理委員の委員数と選出の方法は細則で定める。
- 第 27 条 選挙管理委員は、その任務を終了したときに解任される。

第 10 章 役員候補者指名委員

- 第 28 条 役員候補者を指名するときには、役員候補者指名委員会を置く。
- 第 29 条 指名委員の委員数と選出の方法は細則で定める。
- 第 30 条 指名委員は、その任務を終了したときに解任される。

第 11 章 総 会

- 第 31 条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。
- 第 32 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 定期総会は年度内の5月、3月に開催する。

臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、または、会員の10分の2以上の要求があったとき開催する。

第 33 条 総会は、会員の現在数の5分の1以上の出席、または委任状がなければその会議を開き、議決することができない。

第 34 条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 12 章 実行委員会

第 35 条 実行委員会は、役員・常任委員会の委員長・副委員長・校長及び臨時委員会のある場合は、その委員長・副委員長をもって構成され、この規約に定めるもののほか、指名委員会・選挙管理委員会・常任委員会及び臨時委員会の権限外の事務を処理し、かつ常任委員会の連絡調整を図り、総会に提出する議案を調整する。

第 36 条 実行委員会は、毎月定例にまた会長が必要と認めたとき、構成員の4分の1以上の要求があったとき開催する。

第 37 条 実行委員会は、委員の現在数の2分の1以上の出席がなければその会議を開き、議決することができない。

第 38 条 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 13 章 常任委員会及び臨時委員会

第 39 条 この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案・実施するために常任委員会を置く。常任委員会に必要なことは、細則で定める。

第 40 条 特別な事項について必要があるときには臨時委員会を設けることができる。

第 14 章 細 則

第 41 条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て定める。

実行委員会は、細則を制定または改訂した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 15 章 改 正

第 42 条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。

第 16 章 付 記

第 43 条 本規約は、昭和 47年 5月 17日より施行する。

本規約は、平成 2年 3月 3日より一部改正。

本規約は、平成 2年 4月 1日より施行する。

本規約は、平成 11年 3月 31日より一部改正。

本規約は、平成 11年 4月 1日より施行する。

本規約は、平成 14年 3月 1日より一部改正。

本規約は、平成 14年 4月 1日より施行する。

本規約は、平成 29年 5月 15日より一部改正。

本規約は、平成 29年 5月 30日より施行する。

本規約は、令和 5年 3月 2日より一部改正。